

○ホームページ:「はらまち九条の会」で検索してご覧ください。  
「会報」も創刊号から最新号まですぐに読むことができます。

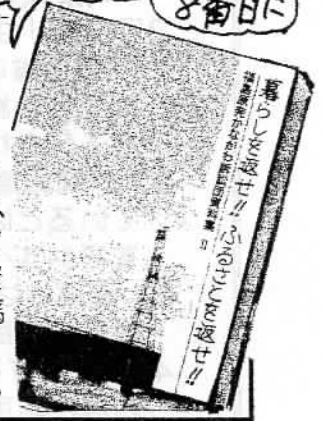
全国の原発集団訴訟は約30  
うち7つ判決が出て「ふくかな」は  
8番目に

## 九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.327

2019年2月9日(土)発行

『福島原発かながわ訴訟団資料集Ⅱ』発行 小高から横浜に避難している村田弘さん(本会会員)が原告団長の訴訟団ですが、福島から避難した61家族、174名で5年半闘ってきました。その最終陳述などの裁判資料、大地震からなぜどのように原発事故が起き、被災民の避難の状況等々、貴重な読み応えのある資料が満載です。A5版384ページ。2月20日に横浜地裁で判決言い渡し。南相馬市からの避難者(本会会員)も多く、「生業訴訟」とともに注目されています。資料集は1部¥1,500・ご希望の方は事務局山崎健一(TEL090-7527-5453)へ。



# 「県民や南相馬市民を愚弄していないか」

## 環境省、除染の汚染土 常磐道拡幅工事に使用計画

南相馬市小高区羽倉地区の常磐道拡幅工事に、除染の汚染土を盛り土として使用する環境省の計画が、市民があまり知らないうちに進んでいます。どんなことか、▼2019年1月8日付『河北新報』では次のように報道されています。

### 除染土で常磐道盛り土、環境省計画

#### 行政区長が反対表明

#### 南相馬小高区 説明会申し入れ拒否

東京電力福島第1原発事故で発生した除染土について、環境省が南相馬市小高区の常磐自動車道の拡幅工事で再利用する計画を立てており、地元の門馬和夫市長は7日の記者会見で「地元や市民の理解が得られるかどうか」と述べ、推移を見守る方針を示した。地元の小高区羽倉(はのくら)行政区の相良繁広区長(67)は取材に「(放射能を閉じ込める)安全神話は崩れた。納得できない」として再利用に強く反対。環境省からの住民説明会開催の申し入れを拒否している。

関係者によると、環境省は羽倉地区を通る常磐道の一部4車線化工事での実証事業を計画。市内で発生した除染土約1000立方メートルを盛り土の一部に使う。同省は先月14日、市議会全員協議会で説明。相良区長に対して同26日、住民説明会の開催を申し入れた。

門馬市長は会見で「実証事業自体を否定するものではない」とも述べた。

相良区長は取材に「いったん受け入れたら永久的に残される恐れがある。風評も心配だ」と強調。小高区の避難指示が2016年7月、ほぼ全域で解除されたことに触れ、「小高に戻って、これから若い人にも来てもらおうと頑張っているのに、出はなをくじかれてしまう」と話した。

環境省福島地方環境事務所の百瀬嘉則土壤再生利用推進室長は「正式に地元で説明していないので、コメントは差し控えたい」と言及を避けた。

福島県内の除染土の再利用では、二本松市でも市道の盛り土に使う実証事業に地元が強く反発し、計画が頓挫している。(原文のまま打ち直しました)

### 市民の声

- 南相馬市に環境省から提案があった時点で即、市民の健康や生命を守る立場にある市当局は厳しく断るべきだ。国や環境省に忖度している。復興を進めるため、国の方針を認めるしかないんじゃないか。
- 去年、二本松市民は除染土の実証事業に反対して阻止。見習いたい。
- 中間貯蔵施設に収容する量を減らすため、再利用などはウソだ。
- 実証事業などと言って、福島県民や南相馬市民を愚弄している。

○会員の皆さんは、この問題どう思われますか。裏面もご覧ください。

「除染土壌の再生利用」についての事務局の見解と今後の対応

2月6日、「はらまち九条の会」事務局会を開きましたが、見解と対応を報告いたします。

- 1) 「環境省による除去土壌（汚染土）の再生利用実証事業」問題について、本会としては「会の約束」その2（憲法9条の堅持）を踏まえ、更に会員の皆さんの多様な意見が予想されますので、反対活動等はいりません。
- 2) 新聞報道などにより、一部市民には伝えられてはいますが、南相馬市民に周知されているとは言えない現状を考えると、少なくとも本会会員の皆さんには知り得た情報を提供すべきだと判断しました。
- 3) 環境省は3月から工事開始を考えているようですが、2月7日に、上記実証事業に反対する市民の会が発足し、署名活動などの反対活動を開始するとの情報を得ました。
- 4) 「反対する会」で作成した署名用紙を同封しますので、「反対」の意思を表明したい方はご利用ください。
- 5) 事務局員が活動に参加する場合は、それぞれ個人の立場で行います。

2019年2月7日

「はらまち九条の会」事務局



憲法についての新刊から考える 角川書店発行・¥1,700

日本ペンクラブ編 『憲法についていま私が考えること』

赤川次郎、浅田次郎など45名の作家、ジャーナリストが憲法への思いを語っています。会員若松丈太郎さんの寄稿文（P. 66）から

あなたが大事と思う憲法条文は？

未来をさきどりしている「日本国憲法」 若松丈太郎

わたしは、「日本国憲法」が未来をさきどりしている先駆的な憲法であることを、世界のすべての人々に向かって誇りたい。世界のすべての人びとが生きてゆくために欠かせないだいたいな条文が「日本国憲法」にはたくさんある。そのなかの特にだいたいしたい条文のベストテンをわたしなりに選んでみた。（それが右の条文です）

- 1 前文 民主主義・国際平和主義・主権在民主義
- 2 第9条 戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認
- 3 第11条 基本的人権の享有
- 4 第13条 個人の尊重
- 5 第14条 法の下での平等
- 6 第19条 思想及び良心の自由
- 7 第21条 集会・結社・表現の自由、通信の秘密の保護
- 8 第25条 生存権、国の社会的使命
- 9 第97条 基本的人権の本質
- 10 第99条 憲法尊重擁護の義務



改憲の国民投票のテレビCMは、不公平になるのでは



◀これは、通信販売カタログ誌の『通販生活』2019年春号です。いつも誌面で、(株)カタログハウスの反原発や憲法9条の固持、反基地などの政治的なこともきっぱり主張していて小気味良い内容です。今号の表紙では「憲法改正国民投票の不公平さ」を訴えています。写真「9条球場」では改憲試合が行われていますが、打者1人（改憲反対派）に数百人の守備の選手たち（改憲派）が打球を待ち構えています。「こんな不公平な試合だったら、テレビ局は中継しませんよね」と語りかけ、「憲法改正国民投票のテレビCMはイギリスやフランスのように「有料CM禁止」が公平でしょう」と、日本民間放送連盟が国民投票テレビCMに自主規制をしないという決議に疑問を投げかけています。国民投票の場合、テレビは圧倒的な資金力の改憲派のCMに占められ、改憲反対派のCMはわずかですと不公平になると予想されます。